

業務の運営に関する規定

事業所名 一般社団法人長崎県薬剤師会

薬剤師無料職業紹介所

第1 求 人

1. 本所は、薬剤師に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が、法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人の申し込みは、求人者またはその代理人が直接来所されて、所定の求人票によりお申し込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックスまたは電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により、明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により、明示してください。

第2 求 職

1. 本所は、薬剤師に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申し込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申し込みください。
3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される場合は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申し込みの手続きを省略いたします。

第3 紹 介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
2. 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について、緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめ

それらの方法以外の方法により、明示を行います。

4. 求職の方を、求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
5. いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をいたしません。

第4 その他

1. 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
2. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
3. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みが受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切いたしません。
4. 本所の取り扱い職種の範囲等は、薬剤師です。
5. 本所の業務の運営に関する規定は、以上の通りであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

平成25年4月1日

代表者 宮 崎 長一郎

個人情報適正管理規程

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、事務局内の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者長岡直美とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱に関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった時は、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示または、訂正に係る取り扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めること。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者長岡直美とする。